

パトリアーレ SABAE U-15 規約

一般社団法人 Nexeed さばえが目的達成するための事業として運営するサッカークラブの実施のために本規約を制定する。

(名称・設立年月日)

第1条 本クラブの名称は、「パトリアーレ SABAE U-15」とする。(以下「本クラブ」という。)

本クラブの設立年月日は2017(平成29年)年2月1日とする。

(所在)

第2条 本クラブの事務所は、福井県鯖江市横江町一丁目5番2号3階に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、一般社団法人 Nexeed さばえの目的を達成するための事業の一環としてサッカーをつうじて文化・芸術・農業・地域貢献活動等の多種多様な活動を行い、心身共に多様性に富んだ人材育成を基軸に、将来活きるサッカー技術を探求し、育成年代のサッカー競技レベル向上を図るものとする。

(入会資格)

第4条 本クラブに入会する者は次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本クラブの主旨に賛同し、本クラブの規約を厳守する者で、本クラブが入会に適すると認めた者とする。また保護者と本人が入会を熱望していること。
- (2) 対象は中学1年～中学3年の健康な男子。
ただし、本クラブ代表が特別に認めた場合は、上記以外の学年も受け入れる事が出来る。

(入会方法)

第5条 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに基づき、本クラブのスタッフに申込を行い、保護者の同意書を提出の上、指定の費用の支払いを行う。入会申し込みは随時受付とする。

(構成及び活動期間)

第6条 本クラブは、クラブスタッフと第4条の資格を満たした者(以下、「会員」とその保護者により構成し、会員の活動期間は入会時から中学校卒業年度までとする。

(事業年度)

第7条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費等)

第8条 会員は、別に定められた会費を本クラブに納入しなければならない。

- 2 申込受付受理後、クラブスタッフから通知される会費を支払う。
- 3 一旦納入した会費は理由の如何に問わず返金しない。
- 4 その他に遠征合宿等・クラブ指定ウェア購入代金・バス使用費等の実費は、会員の負担とする。
- 5 会費等の種類及びその支払時期は次のとおりとする。
 - (1) 入会金 【入会時】
 - (2) 年会費 【毎年2月～3月、年度更新時】
 - (3) 月会費 【毎月10日までに納入】
 - (4) その他 (遠征、大会、イベント等の参加費、及びユニフォーム費、ジャージ費など) 【随時】

(会費納入方法)

第9条 会費は毎月10日までに専用の集金袋を用いて現金にて納入する。

(会費の滞納)

第10条 会員が会費を3ヶ月分を超えて納入を怠った場合、その会員に対する指導を停止、または強制的に退会をさせることができる。但し、事前に本クラブ代表に了承を得ている場合はその限りではない。

(退会)

第11条 退会する者は、その退会する前月10日までに所定の退会届をスタッフまたは事務所に提出しなければならない。退会届の提出がない場合は活動中と見なし、本クラブへの練習・試合参加有無に関わらず会費を請求する。中学3年生は卒業年度の3月末日をもって自動的に退会となる。

(休会)

第12条 休会する者は、所定の休会届をスタッフまたは事務所まで提出しなければならない。休会した月の月会費は半額とする。休会は、病気や怪我(本クラブ活動中における怪我)で1ヶ月以上運動を中止しなければならない場合、その他本クラブ代表が特別に認めた場合のみ承認される。

(除名)

第13条 本クラブは、学業との両立が著しく困難な者、本クラブの活動に支障をきたす者、著しく公序良俗に反する行為をした者は、保護者との面談を経ても改善される見込みがないと判断した場合、本クラブから除名できる。除名を決定する一切

の権限は本クラブ代表にあり、それに対しての異議申立てはできず、受付けない。

(活動の中止)

第 14 条 雨天・会場不良等による中止の場合はEメールにて事前に連絡する。それでもなお、急な天候変化・雷等により開始直前、活動中に中止する場合がある。その際もEメールにて連絡する。

会場不良での中止については、グラウンド管理者と本クラブ担当スタッフとの協議によるものである。その他怪我や事故による緊急時、天災地変、会場の都合等で中止なる場合がある。

(保険)

第 15 条 本クラブ会員は全員「スポーツ安全保険」に加入する。保険手続きは本クラブが行い、加入料は年会費に含まれる。本クラブ活動中及び往復途中の事故に対しての補償は加入する保険約定の範囲内で対処する。本クラブ活動中の怪我に対してはスタッフが応急処置のみ対応し、その後の責任は保護者によるものとする。

(免責事項)

第 16 条 会員は、本クラブにおける盗難、障害、往復中、その他の事故について本クラブに対して何らかの賠償請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償を行わないものとする。

(規約改正)

第 17 条 本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正できるとともに、本規約に定めない事項について細則を定めることができる。

(個人情報)

第 18 条 入会時、申込用紙に記載された個人情報は本クラブの運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。これは本クラブ広報活動や活動記録のために、クラブ公式ホームページやその他の媒体、資料、取材などに使用されることがある。

(規約の改定)

第 19 条 本規約は、一般社団法人 Nexeed さばえ総会において随時改正することができる。

附 則

この規約は、平成29年7月5日から適用する。

(平成29年7月4日総会決議)